

## 講義・実習の実施方法

### 講義・実習を行うための前提

感染症対策の6原則（大学等における授業等の開始に当たっては、万全の感染症対策を講じ、衛生環境の整備を徹底する。）

- ①マスクの着用 ②アルコール消毒薬・設置台の用意 ③十分な距離の確保の徹底 ④定期的な換気の徹底 ⑤使用後の居室・用具等の洗浄 ⑥学生及び職員個々による健康状態の把握の徹底

②については入試・教務課が対応しますが、①、③－⑥については、徹底した対応が科目責任者に求められます。

- ① → 教員、学生は必ずマスク等を着用する。（各自）  
※忘れた場合は授業に参加できません
- ③ → 席を空けて座る。（各教員）
- ④ → 講義終了後に換気を行う。（各教員）
- ⑤ → 授業ごとにドアノブの拭き取りと消毒を行う。（入試・教務課）  
清掃を徹底する。（業者）
- ⑥ → 講義開始前に健康確認を行う。（各教員）

## 実施案

### 1. 授業の実施方法について

対面授業における実施可能人数は、当該講義室等の収容定員の半分以下を目安とします。なお、1年次の科目及び畜産科学課程の科目については、次に示すA又はBいずれかにしたがって実施いただきますが、共同獣医学課程の科目については、北海道大学と協議のうえ、同課程で決定した方法により実施することになりますのでご注意ください。

#### A・講義（基本的に講義室で行う座学）：

対面授業とともに、現在準備中のZOOMを用いて配信する。自宅にネット環境が整っている学生は、原則的にオンラインで授業を受講し、ネット環境が整っていない等の理由によりオンラインで受講できない学生は対面授業を受講する。通常使用する全講義室にZOOM端末を設置する予定で有り、特別な理由が無い限り講義室で実施する授業は全て配信する。オンラインで受講する学生のために、教員は必ず、事前に講義資料をオンサイトで配布する。配付方法は、原則的にポータルサイトでの配信とするが、容量が10MBに限定されるため、容量が多い場合は、ファイルサーバやMOODLEを活用する。

ZOOM環境での受講確認は難しいため、ポータルサイトの小テスト機能の活用やメッセージを利用してその都度レポートを提出させる等により受講とするなど、各教員で工夫する。なお、ZOOM配信にはWindows PCを使用するので、授業のスライドは、必ずWindows環境での動作確認がとれているものを使用すること。

#### B・実験・実習等（ZOOM配信だけでは実施が難しい授業）：

実験や実習等の授業を行う際に、6原則、特に③の「席を空けて座る」（十分な間隔を空ける）を満たすことが困難な場合、以下の方法等により対応することを検討する。

① 受講者を半分に分ける（例えば、偶数学籍番号グループ、奇数学籍番号グループ）

② 各グループについて、次のいずれかの方法で実施：

a. 内容ごと若しくは週ごとに、実験・実習を行うグループと講義を行うグループに分け、同一時間において、いわゆる「オモテとウラ」で授業を行い、実験室・講義室を一度に利用する人数を減らす。（「ウラ」で行う講義についてはZOOM配信も検討する。また、最終的に各グループが同じ講義内容になるように留意すること）

b. 内容ごと若しくは週ごとに、実験・実習の対面授業に参加するグループを分け、対面授業に参加しないもう一方のグループはZOOM配信により受講する。（配信する画像等については、各科目担当者が工夫する必要があるので留意すること）

③ 授業の実施にあたって、事前に、グループ分けや受講方法を周知する必要有り。

※文科省から、今年度は対面（もしくは遠隔配信）で実施する授業回数は10～15回の範囲であれば単位認定可能である旨の通知がされているが、規定の授業回数・実施時間に足りない分については補講や課題を課す等で対応する必要があることに十分留意すること。

## 2. 圧縮授業を行う（授業回数や授業時間を減らす）場合の注意

先述の通り、今年度については、対面（もしくは遠隔配信）で実施する授業回数は10～15回の範囲であれば単位認定可能である旨、文部科学省より通知されておりますが、以下の点に留意する必要があります。

① 規定の授業回数・実施時間に足りない分については補講や課題を課す等で対応し、講義においては1単位につき15時間以上、演習・実験・実習等については1単位につき30時間以上の授業時間を確保すること

② 授業回数等を減らしたことにより、シラバスの記載と異なる授業内容となる場合は、必ず、初回の授業において学生にその旨を説明すること（新しい授業内容を書面等で配付することが望ましい）

③ グループ分けをして授業を実施する場合、初回の授業にあたっては、事前にポータルサイトや掲示等によりグループ分けや各グループの受講日を学生に周知し、混乱が起きないように十分留意すること

## 3. 授業開始日（5月11日）前のゼミを含む授業は禁止

授業開始日は5月11日(月)です。授業開始日より前に、ゼミを含む授業を大学等に集合して実施することは禁止です。

## 4. 出席停止について

コロナウイルス等の伝染性の感染症への罹患もしくはその疑いのある学生に対して、下記のとおり出席停止の措置を取ります。

① コロナウイルス等伝染性感染症への感染が疑われる場合：

「感染の疑い」が確認されてから疑いが解消されるまでの期間、出席停止とする。

② コロナウイルス等伝染性感染症への感染の診断が確定した場合：

診断確定から快復するまでの期間、出席停止とする。

学生からの問い合わせ窓口：

**保健管理センター： 0155-49-5315, [hokekan@obihiro.ac.jp](mailto:hokekan@obihiro.ac.jp)**

また、学生（学生本人が連絡不能の場合はその代理）から、その感染もしくは疑いの連絡があった場合は、次のとおり対応します。

#### [感染の疑い]

- ・保健管理センターにおいて「感染の疑い」を確認
- ・「感染の疑い」があると確認された場合、授業への出席停止を指示
- ・可能な限り外出しない（自宅待機）ように指示
- ・保健管理センターの医師が必要と認めた場合、本学所定の「聞き取り調査票」に従い当該学生の活動範囲と濃厚接触者について調査
- ・保健管理センターの医師が必要と認めた場合、医療機関の受診を指示
- ・診断結果を大学に連絡するように指示
- ・診断結果が陰性であった場合、その診断結果が記載された書類を大学に提出

#### [感染の確定]

- ・診断確定から快復（医師の指示による）まで、授業への出席停止を指示
- ・本学所定の「聞き取り調査票」に従い当該学生の活動範囲と濃厚接触者について調査
- ・出席停止期間中の欠席の取扱いについての説明
- ・入院、自宅療養を問わず、療養中の滞在先の確認
- ・療養中の連絡先と連絡手段の確認
- ・「快復」については、医療機関の判断をもとに、保健管理センターにおいて確認

### 5. 出席停止期間中の欠席の取扱いについて

現在本学には公欠制度はありませんが、感染の疑いの場合も含め、大学として出席を停止する措置をとる場合には、下記のような対応を行います。

- ① 感染の疑いの期間も含め、出席停止により欠席した授業については **原則的に補講、課題などにより対応**し、学生に不利益が生じないようにする。
- ② 授業の半分以上を欠席した場合や、該当科目数が多く補講や課題による対応では学生に過度な負担を強いてしまう場合など **①による対応が困難な場合、学生の希望により当該学期を休学扱いとして授業料を返還**する。

なお、学生の状態が悪くなければ、ZOOM 配信の授業を出席停止期間中に受講することが可能な場合もありますので、**出席停止＝欠席ではない**ことをご留意ください。出席停止期間終了後に確認し、この期間に実際に欠席した授業が配慮の対象となります。

### 6. 実験・実習・演習科目開始に向けての調査

実験・実習・演習科目の科目責任者あてに、授業の実施方法と安全方策の実施案に関する調査を実施し教育支援室が取りまとめたうえ、保健管理センターの指示を仰ぎ、具体的な改善点について、教育支援室長より指示を行います。